

広島県水道広域連合企業団 ICT 活用工事実施要領

令和 6 年 4 月 1 日 制定
令和 6 年 6 月 1 日 改正
令和 6 年 8 月 1 日 改正
令和 7 年 6 月 1 日 改正
令和 7 年 8 月 1 日 改正
令和 8 年 4 月 1 日 改正
令和 8 年 10 月 1 日 改正

第 1 趣旨

本要領は、広島県水道広域連合企業団が発注する工事において、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用することで、建設産業の生産性向上の実現を目的とする「ICT 活用工事」の実施に関し必要な事項を定める。

第 2 定義

ICT 活用工事とは、次の施工プロセスのうち工種ごとに設定した全ての段階で ICT を活用する工事を基本とする。

簡易型 ICT 活用工事とは、次の施工プロセスのうち ICT 施工技術の必須項目を活用し、選択項目を受注者の希望により部分的に活用する工事を基本とする。

なお、ICT 施工技術の必須項目は工種ごとで異なるので留意すること。

- 1 3 次元起工測量
- 2 3 次元設計データ作成
- 3 ICT 建設機械による施工
- 4 3 次元出来形管理等の施工管理
- 5 3 次元データの納品

第 3 ICT 活用工事（共通）

1 ICT 活用工事の実施方法

(1) 発注における入札公告等

入札公告及び特記仕様書に当該工事が ICT 活用工事の対象工事である旨を記載する。

(2) 発注型式

次のア～ウによるものとする。ただし、災害復旧工事は基本的に ICT 活用工事として発注しないこととする。

なお、ICT 活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、ICT 活用工事として事後設定できるものとし、ICT 活用工事設定後は、受注者希望型と同様の取り扱いとする。

ア 発注者指定型

I C T活用工事の実施を必須とする。

イ 発注者指定（簡易）型

簡易型 I C T活用工事の実施を必須とする。

なお、契約後、受注者の希望がある場合、I C T活用工事に変更することも可能とする。

ウ 受注者希望型

契約後、受注者の希望がある場合、I C T活用工事又は簡易型 I C T活用工事を実施することを可能とする。

2 I C T活用工事の実施の推進のための措置

(1) 総合評価落札方式における加点措置

I C T活用工事の施工実績を総合評価において加点評価する。

(2) 工事成績評定における措置

ア 評価項目

施工プロセスの各段階で I C Tを活用した場合、発注型式に関わらず、創意工夫【施工】において該当する項目で加点評価する（I C T活用による加点は最大 2 点の加点とする）。

☐ I C T活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で I C Tを活用した工事（電子納品のみは除く）。※本項目は 1 点の加点とする。

☐ I C T活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で I C Tを活用した工事。※本項目は 2 点の加点とする

イ 工事目的物で I C Tを活用しない場合

I C T活用工事において、工事目的物で I C Tを活用しない工事の成績評定点については、上記 2 (2) アでの加点対象とせず、併せて次の (ア)～(ウ)を標準として減点を行うものとする。ただし、2 (2) ウ (ア)～(エ)に該当する場合は、減点対象としない。

(ア) 発注者指定型

受注者の責で工事目的物において I C Tを活用（上記第 2 の 1～5 の全て）しない場合は、契約不履行として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

(イ) 発注者指定（簡易）型

受注者の責で工事目的物において I C Tを活用しない場合は、契約不履行として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

なお、受注者の希望があり実施を選択した施工プロセスにおいて、I C Tを活用しない場合は、工事成績評定における減点を行わない。

(ウ) 受注者希望型

工事成績評定における減点を行わない。

ウ 減点対象外

次については、減点対象としない。

(ア) 起工測量において、前工事及び設計段階で作成した 3 次元データが活用できる場合等の断面及び変化点の計測による測量。

(イ) 施工現場の環境条件が原因で、I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合の従来型建設機械による施工。

- (ウ) 出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される、面管理が非効率になる、冬季の降雪・積雪等によって面管理が実施できない場合等の理由により管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施。
- (エ) 施工数量が少なく I C T 建設機械による施工を実施しても現場の作業効率が見込まれない。

3 現場見学会・講習会の実施

I C T 活用工事の推進を目的として、官民を対象とした見学会の開催を随時検討するものとする。

4 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間で協議し、定めるものとする。

第4 ICT活用工事（土工）※土工量 1,000m³ 以上

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における土工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（土工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（土工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、土工以外の工種にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの項目を参照すること。

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事共通仕様書（令和8年8月 広島県）」に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、土工量 1,000m³ 以上で、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル2 工種	レベル3 種別
河川土木	掘削工（河床等掘削含む）
海岸土工	盛土工
砂防土工	法面整形工
道路土工	掘削工
	路体盛土工
	路床盛土工
	法面整形工

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

I C T活用工事の発注型式は、次の(1)～(2)によるものとする。

(1) 発注者指定型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定型とする。ただし、土工の3次元設計成果を使用する工事は、次の条件によらず発注者指定型とする。

ア 土工量 1,000m³ 以上かつ請負対象設計金額 5 千万以上

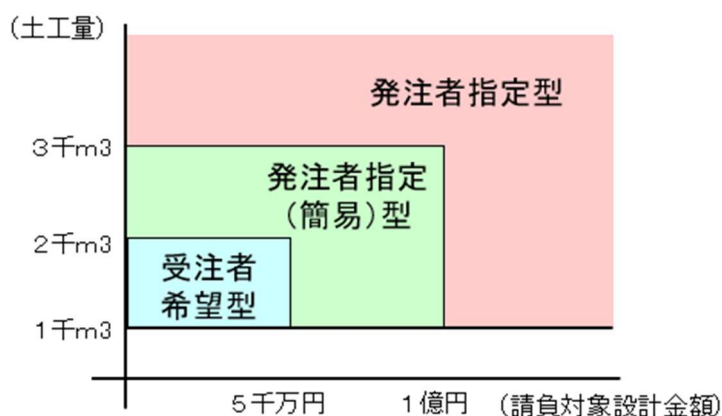
イ 土工量 2,000m³ 以上

なお、次の2(2)の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

土工量 1,000m³ 以上 2,000m³ 未満かつ請負対象設計金額 5 千万円の工事を原則、発注者指定（簡易）型とする。

図 発注型式イメージ（土工 1,000m³ 以上）



3 I C T活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「I C T活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「I C T活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」及び広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式に基づき積算を行い、当初設計においてI C Tの活用（上記1の(1)ア～オ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」及び広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式に基づき積算を行い、当初設計においてI C Tの活用（上記第1の(1)イ、エ及びオ）に

係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C Tを活用（上記第 1 の(1)ア、ウ）する場合、I C Tを活用する項目について、各段階の I C Tの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について、各段階の I C Tの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用し I C T活用工事を発注者指定型又は発注者指定（簡易）型で発注する場合、当初設計において、広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式により概算費用を算出し、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

なお、契約後、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データの作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において、計上するものとする。

(イ) 受注者希望型で発注す場合は、契約後、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データの作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(ウ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

(ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

(エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

(オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

エ 掘削工（又は河床等掘削工）における建設機械の稼働実績の確認（共通）

掘削工（又は河床等掘削工）のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式1 稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月7日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合は、全施工数量の25%（砂防土工の場合は50%）を土木工事標準積算基準書の「掘削（ICT）〔ICT建機使用割合100%〕」（砂防土工の場合は「掘削（砂防）（ICT）〔ICT建設機械使用割合100%〕」又は、河床等掘削工の場合は河床等掘削（ICT）〔ICT建機使用割合100%〕）の施工数量として変更するものとする。

第5 ICT活用工事（土工1,000m3未満）※1,000m3未満

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における土工1,000m3未満

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（土工1,000m3未満）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（土工1,000m3未満）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、土工1,000m3未満以外の工種にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの項目を参照すること。

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事共通仕様書（令和8年8月 広島県）」に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、土工量1,000m3未満で、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル2 工種	レベル3 種別
河川土木	掘削工
海岸土工	盛土工
砂防土工	法面整形工
道路土工	掘削工
	路体盛土工
	路床盛土工
	法面整形工

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

(1) 発注者指定型

土工の3次元設計成果を使用する工事は、発注者指定型とする。

(2) 受注者希望型

土工量 1,000m³ 未満全ての工事を原則、受注者希望型とする（土工量 500m³ 未満かつ請負対象設計金額 1 千万円未満の工事を除く）。

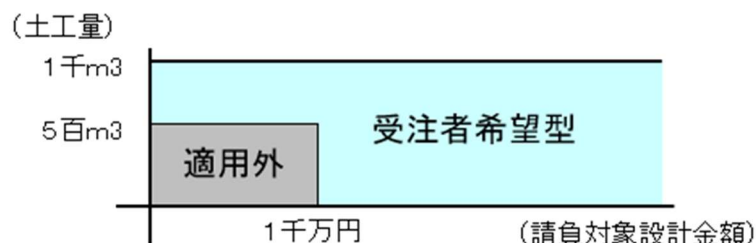


図 発注型式イメージ（土工 1,000m³ 未満）

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（導入型）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記1の(1)ウ、エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（導入型）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データの作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データの作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

なお、現場条件等により面的な計測を実施することで効率化や安全性の向上等が図られる場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、費用は計上しない。

ただし、現場条件等により面的な計測を実施することで効率化や安全性の向上等が図られる場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

エ 掘削工における建設機械の稼働実績の確認

掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式1 稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月7日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合は、全施工数量の25%を「ICT活用工事（導入型）積算要領 国土交通省」の「土工（）（ICT）」の施工数量として変更するものとする。

第6 ICT活用工事（小規模土工）

1 ICT活用工事

小規模土工とは、1箇所当りの施工土量が100m³以下の掘削（適用土質は、土砂（砂質土、砂、粘性土及び礫質土）とする）に適用する。

なお、「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。

(1) ICT活用工事における小規模土工

次のア～ウ及びオの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（小規模土工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、アの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（小規模土工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事共通仕様書（令和8年8月 広島県）」に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル2 工種	レベル3 種別
河川土木 海岸土工 道路土工	掘削工

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

受注者希望型

全ての工事を原則、受注者希望型とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（土工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（導入型）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データの作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データの作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

なお、現場条件等により面的な計測を実施することで効率化や安全性の向上等が図られる場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、費用は計上しない。

ただし、現場条件等により面的な計測を実施することで効率化や安全性の向上等が図られる場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

エ 掘削工における建設機械の稼働実績の確認

掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式1 稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月7日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合は、全施工数量の25%を「ICT活用工事（導入型）積算要領 国土交通省」の「土工 小規模(ICT)」の施工数量として変更するものとする。

第7 ICT活用工事（舗装工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における舗装工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（舗装工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（舗装工）とする。

※ICT建設機械は、路盤工（路上再生路盤工は除く）が対象となることから、路盤工を含まない表層・基層工等の場合は、簡易型ICT活用工事とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、舗装工以外の工種にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの項目を参照すること。

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（舗装工）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「舗装工事」を原則とし、舗装面積1,000m²以上の工事とし、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の舗装面積で判断するものとする。

ア 対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、次の「表ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工種及び種別（工種体系ツリーにおけるレベル2工種とレベル3種別）とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル1 工事区分	レベル2 工種	レベル3 種別
舗装 水門	舗装工	アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工
築堤・護岸 堤防・護岸 砂防堰堤	付帯道路工	排水性舗装工 透水性舗装工 グースアスファルト舗装工 コンクリート舗装工

イ 適用対象外

従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定型とする。

ア 舗装面積 2,000m² 以上かつ請負対象設計金額 1.3 千万円以上

イ 舗装面積 1,000m² 以上 2,000m² 未満かつ請負対象設計金額 3.5 千万円以上

なお、次の 2 (2)、(3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定（簡易）型とする。

ア 舗装面積 1,000m² 以上 2,000m² 未満かつ請負対象設計金額 1.3 千万円以上 3.5 千万円未満

イ 舗装面積 2,000m² 以上かつ請負対象設計金額 1.3 千万円未満

なお、次の 2 (3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

舗装面積 1,000m² 以上 2,000m² 未満かつ請負対象設計金額 1.3 千万円未満の工事を原則、受注者希望型とする。

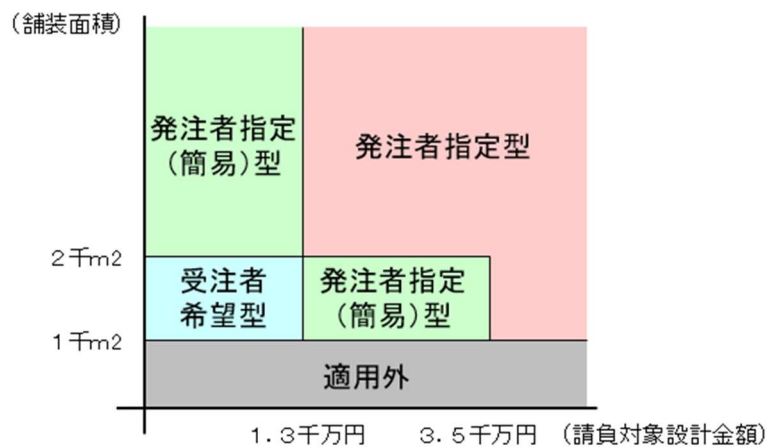


図 発注型式イメージ（舗装工）

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（舗装工）実施要領 国土交通省」の 4-1 に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（舗装工）実施要領 国土交通省」の 4-2 に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」及び広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式に基づき積算を行い、当初設計において I C T（上記 1 の(1)ア～オ）の活用に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」及び広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式に基づき積算を行い、当初設計において I C Tの活用（上記 1 (1)イ、エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C Tを活用（上記 1 (1)ア、ウ）する場合、I C Tを活用する項目について、各段階の I C Tの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について、各段階の I C Tの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用し I C T活用工事を発注者指定型又は発注者指定（簡易）型で発注する場合、当初設計において、広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式により概算費用を算出し、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

なお、契約後、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において、計上するものとする。

(イ) 受注者希望型で発注す場合は、契約後、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データの作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(ウ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。
- (オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第8 ICT活用工事（河川浚渫）※バックホウ浚渫船

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における河川浚渫

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（河川浚渫）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ウの段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「しゅんせつ工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル2 工種	レベル3 種別
浚渫工（バックホウ浚渫船）	浚渫船運転工

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定型とする。

ア 請負対象設計金額1億円以上

イ 土工量10,000m³以上

なお、次の2(2)、(3)の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

次のア、イのいずれかを満たす工事を原則、発注者指定（簡易）型とする。

ア 土工量 10,000m³ 未満かつ請負対象設計金額 2.5 千万円以上 1 億円未満

イ 土工量 5,000m³ 以上 10,000m³ 未満かつ請負対象設計金額 2.5 千万円未満

なお、次の 2 (3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

土工量 5,000m³ 未満かつ請負対象設計金額 2.5 千万未満の工事を原則、受注者希望型とする。

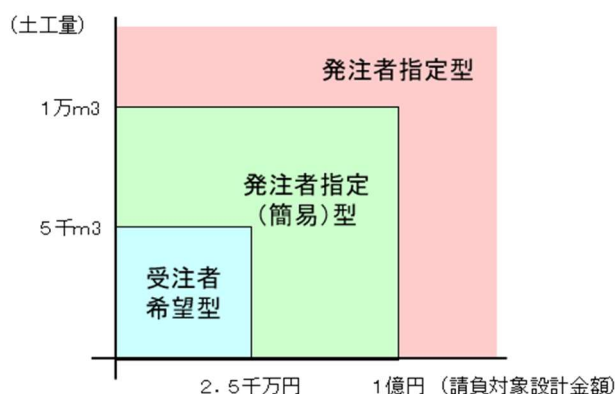


図 発注型式イメージ（河川浚渫）

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領 国土交通省」の 4-1 に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領 国土交通省」の 4-2 に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(イ) 発注者指定型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」及び広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式に基づき積算を行い、当初設計において ICT の活用（上記 1 の(1)ア～オ）に係る経費を計上するものとする。

(ロ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」及び広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式に基づき積算を行い、当初設計において ICT の活用（上記 1 の(1)イ、エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり ICT を活用（上記 1 の(1)ア、ウ）する場合、ICT を活用する項目について、各段階の ICT の活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ハ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について、各段階の I C Tの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用し I C T活用工事を発注者指定型又は発注者指定（簡易）型で発注する場合、当初設計において、広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式により概算費用を算出し、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

なお、契約後、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において、計上するものとする。

(イ) 受注者希望型で発注す場合は、契約後、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データの作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(ウ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

(ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

(エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

(オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第9 ICT活用工事（作業土工（床掘））

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における作業土工（床掘）

次のア～ウ及びオの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（作業土工（床掘））とする。

ア 原則、従来手法（受注者の希望により3次元座標値を面的に取得する機器を用いた起工測量を選択できる）

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 該当無し

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（作業土工（床掘工））実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、ICT土工を実施している工事とする。

2 発注型式

ICT土工における関連工種とするため、ICT作業土工（床掘）単独での発注は行わない。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（作業土工（床掘工））実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（作業土工（床掘工））実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用（修正含む）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

なお、従来手法（管理断面及び変化点の計測）による起工測量を原則とするため、3次元起工測量に係る費用は計上しないものとする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用
出来形管理を実施しないため、費用計上しないものとする。

第10 ICT活用工事（付帯構造物設置工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における付帯構造物設置工

次のア、イ、エ及びオの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（付帯構造物設置工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（付帯構造物設置工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象種別及び細別

レベル3 種別	レベル4 細別
コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック
側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝
縁石工	縁石 アスカーブ
基礎工（護岸）	現場打基礎 プレキャスト基礎
緑化ブロック工 石積（張）工 管渠工 暗渠工 海岸コンクリートブロック工 コンクリート被覆工 護岸附属物工 管路工（管路部） プレキャストボックス工（特殊部）	

ハンドホール工 防止柵工 路側防護柵工 ボックスビーム工 道路付属物工 大型標識工 小型標識工 標識工 付属物設置工 集水桝工 集水桝・マンホール工 場所打水路工	
--	--

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

I C T土工等における関連施工工種とするため、I C T付帯構造物設置工単独での発注は行わない。

3 I C T活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「I C T活用工事（付帯構造物設置工）実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「I C T活用工事（付帯構造物設置工）実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありI C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について、各段階のI C Tの活用に係る経費を「I C T活用工事（付帯構造物設置工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しI C T活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

- (ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。
- (エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。
- ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用
 - (ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積書により算出される金額を積算計上額とする。
 - (イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。
 - (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
 - (エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。
 - (オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第11 ICT活用工事（法面工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における法面工

次のア、イ、エ及びオの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（法面工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（法面工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成（法枠工・植生工・吹付工においては、必須としない）

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（法面工）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象種別及び細別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象工種、種別及び細別

レベル3 種別	レベル4 細別
植生工	種子散布 筋芝 市松芝 植生シート 植生マット 植生筋 人工張芝 植生穴 植生基材吹付 客土吹付
法面吹付工	コンクリート吹付
吹付工	モルタル吹付
法枠工	現場打法枠 吹付枠
レベル2 工種	レベル3 種別

落石雪害防止工	落石防止網工 落石防護柵工 防雪柵工 雪崩予防柵工
---------	------------------------------------

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、原則、受注者希望型とする。

なお、発注者指定型又は発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（法面工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（法面工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第11の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第11の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第11の1(1)ア）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成の費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データの作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データの作成

に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(イ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(ウ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ICT活用工事（法面工）積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

(ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

(エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

(オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第12 ICT活用工事（地盤改良工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における地盤改良工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（地盤改良工）とするが、次のイ、ウ、エ及びオの段階で活用を必須とし、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（地盤改良工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象種別及び細別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象種別及び細別

レベル3 種別	レベル4 細別
路床安定処理工 表層安定処理工	安定処理
固結工	中層混合処理 スラリー攪拌
バーチカルドレーン工	ペーパードレーン
締固め改良工	サンドコンパクションパイル

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、原則、受注者希望型とする。

なお、発注者指定型又は発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第12の1(1)ウ、エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第12の1(1)ウ、エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第12の1(1)ア）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

地盤改良工における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、費用計上しないものとする。

第13 ICT活用工事（舗装工（修繕工））

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における舗装工（修繕工）

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（舗装工（修繕工））とするが、次のイ～オの段階で活用を必須とし、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（舗装工（修繕工））とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領 国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「舗装工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の舗装面積で判断するものとする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル1 工事区分	レベル2 工種	レベル3 種別
道路維持 道路修繕 橋梁保全工事	舗装工	切削オーバーレイ工 路面切削工

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事の発注型式は、次の(1)～(3)によるものとする。

(1) 発注者指定型

次の2(2)、(3)の発注型式に該当する工事を、発注者指定型に設定することも可能とする。

(2) 発注者指定（簡易）型

舗装面積2,000m²以上の工事を原則、受注者希望型とする。

なお、次の 2 (3) の発注型式に該当する工事を、発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

(3) 受注者希望型

舗装面積 2,000m² 未満の工事を原則、受注者希望型とする。

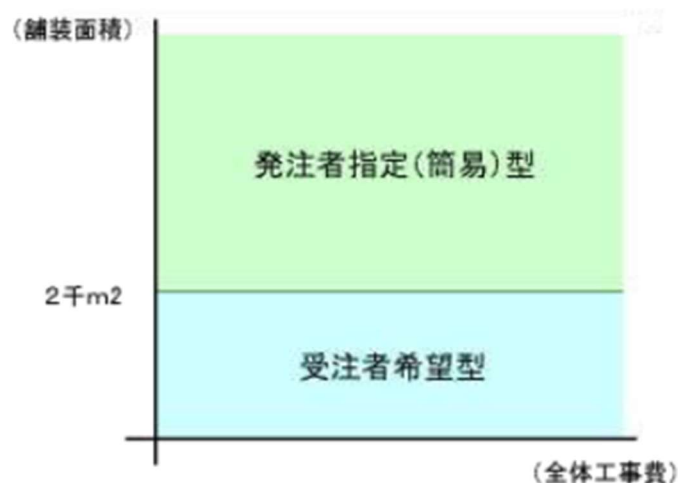


図 発注型式イメージ（舗装工（修繕工））

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領 国土交通省」の4-1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」及び広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記1の(1) ア～ウ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」及び広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記1のイ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを

活用する項目について、各段階のＩＣＴの活用に係る経費を「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用（共通）

- (ア) 従来基準による２次元の設計データを使用しＩＣＴ活用工事を発注者指定型又は発注者指定（簡易）型で発注する場合、当初設計において、広島県水道広域連合企業団が別途定める算定式により概算費用を算出し、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

なお、契約後、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データの作成を指示し、設計変更において、計上するものとする。

- (イ) 受注者希望型で発注する場合は、契約後、受注者に３次元座標値を面的に取得する機器を用いた３次元起工測量及び３次元設計データの作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データの作成を指示し、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。
- (ウ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した３次元データや発注者が貸与する３次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。
- (エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。
- (オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

舗装工（修繕工）における、ＩＣＴ建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及び地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、費用計上しないものとする。。

第14 ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における構造物工（橋梁上部）

次のイ、エ及びオの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（構造物工（橋梁上部））とする。

ア 該当なし

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部）実施要領国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「橋梁上部工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル1工種）とする。

(ア) 鋼橋上部

(イ) コンクリート橋上部

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））の発注型式は、原則、受注者希望型とする。

なお、発注者指定型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおり積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、ICTの活用（上記第1の(1)イ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る（上記第14の1(1)ア及びイ）に係る経費を設計変更の対象とする。

イ 3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

構造物工（橋梁上部）における、3次元出来形管理及び3次元データ納品の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、費用計上しないものとする。

第15 ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における構造物工（橋脚・橋台）

次のア、イ、エ及びオの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台）実施要領国土交通省）」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の対象とすることができる工事は、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル2 工種	レベル3 種別
橋台工	橋台躯体工
R C 橋脚工	橋脚躯体工

イ 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の発注型式は、原則、受注者希望型とする。

なお、発注者指定型又は発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてＩＣＴの活用（上記第 15 の 1 (1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてＩＣＴの活用（上記第 15 の 1 (1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありＩＣＴを活用（上記第 15 の 1 (1)ア）する場合、ＩＣＴを活用する項目について、各段階のＩＣＴの活用に係る経費を「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありＩＣＴを活用する場合、ＩＣＴを活用する項目について、各段階のＩＣＴの活用に係る経費を「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しＩＣＴ活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、現場管理費及び一般管理費等の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。
- (オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第16 ICT活用工事（擁壁工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における擁壁工

次のア、イ、エ及びオの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（擁壁工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（擁壁工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（擁壁工）実施要領国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（擁壁工）の対象とすることができる工事は、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の「表 ICT活用工事の対象工種及び種別」に該当する工事とする。

表 ICT活用工事の対象工種及び種別

レベル2 工種	レベル3 種別
擁壁工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー補強土壁工法 ジオテキスタイル補強土壁 現場打擁壁工 プレキャスト擁壁工

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（擁壁工）の発注型式は、原則、受注者希望型とする。

なお、発注者指定型又は発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（擁壁工）実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（擁壁工）実施要領 国土交通省」の4-2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第16の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記第16の1(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用（上記第16の1(1)ア）する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ICT活用工事（擁壁工）積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

- (ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。
- (エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。
- (オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第17 ICT活用工事（基礎工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における基礎工

次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（擁壁工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（基礎工）とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ 該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（基礎工）実施要領国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（基礎工）の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)、(ウ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル3工種）とする。

(ア) 矢板工

(イ) 既製杭工

(ウ) 場所打杭工

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準 広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（基礎工）の発注型式は、原則、受注者希望型とする。

なお、発注者指定型又は発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（基礎工）実施要領 国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（基礎工）実施要領 国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ＩＣＴ活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてＩＣＴの活用（上記第 17 の 1 (1) エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ＩＣＴ活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてＩＣＴの活用（上記第 17 の 1 (1) エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありＩＣＴを活用（上記第 17 の 1 (1) ア）する場合、ＩＣＴを活用する項目について、各段階のＩＣＴの活用に係る経費を「ＩＣＴ活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書 広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありＩＣＴを活用する場合、ＩＣＴを活用する項目について、各段階のＩＣＴの活用に係る経費を「ＩＣＴ活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しＩＣＴ活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ＩＣＴ活用工事（基礎工）積算要領 国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

(ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

(エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- (オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第18 ICT活用工事（コンクリート堰堤工）

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事におけるコンクリート堰堤工

次のア、イ、エ及びオの段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事（コンクリート堰堤工）とするが、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事（コンクリート堰堤工）とする。

- ア 3次元起工測量
- イ 3次元設計データ作成
- ウ 該当無し
- エ 3次元出来形管理等の施工管理
- オ 3次元データの納品

(2) ICT施工技術の具体的内容

「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（コンクリート堰堤工）の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次のア、イに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、次の(ア)、(イ)、(ウ)に該当する工種（工種体系ツリーにおけるレベル3工種）とする。

- (ア) コンクリート堰堤本体工
- (イ) コンクリート側壁工
- (ウ) 水叩工

イ 適用対象外

従来施工において、「土木工事施工管理基準広島県（出来形管理基準及び規格値）」を適用しない工事は適用対象外とする。

2 発注型式

ICT活用工事（コンクリート堰堤工）の発注型式は、原則、受注者希望型とする。

なお、発注者指定型又は発注者指定（簡易）型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領国土交通省」の4－1に準ずる。

(2) 3次元設計データ等の貸与

「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領国土交通省」の4－2に準ずる。

(3) 工事費の積算

ア 発注型式における積算方法

(ア) 発注者指定型

発注者は、「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）積算要領国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記1の(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。

(イ) 発注者指定（簡易）型

発注者は、「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）積算要領国土交通省」に基づき積算を行い、当初設計においてICTの活用（上記1の(1)エ及びオ）に係る経費を計上するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）積算要領国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(ウ) 受注者希望型

発注者は、「土木工事標準積算基準書広島県」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望がありICTを活用する場合、ICTを活用する項目について、各段階のICTの活用に係る経費を「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）積算要領国土交通省」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

イ 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用（共通）

(ア) 従来基準による2次元の設計データを使用しICT活用工事を発注する場合、発注型式に関わらず当初設計において3次元起工測量及び3次元設計データ作成に係る費用を計上せず、受注者に3次元座標値を面的に取得する機器を用いた3次元起工測量及び3次元設計データ作成（修正含む）に係る費用について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データの作成を指示し、設計変更において全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

(イ) 見積りについては、前工事及び設計段階などで作成した3次元データや発注者が貸与する3次元データ等を活用した場合、それらに係る作成費用は含めないものとする。

(ウ) 受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

(エ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

ウ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（共通）

(ア) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「ICT活用工事（基礎工）積算要領国土交通省」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

(イ) 見積りにより算出される金額には、共通仮設費（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

(ウ) 見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

- (エ) 受注者から見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。
- (オ) 発注者は提出された見積書の写しを、当分の間、技術管理課に情報提供するものとする。

第19 ICT活用工事（港湾浚渫工） ※港湾請負工事積算基準適用工事に限る

1 ICT活用工事

(1) ICT活用工事における港湾浚渫工

ICT活用工事（港湾浚渫工）とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICTを全面的に活用する工事である。なお、受注者希望型を基本とし、簡易型ICT活用工事は実施しないものとする。

【施工プロセスの各段階】

- ア 3次元起工測量
- イ 3次元数量計算
- ウ ICTを活用した施工※
- エ 3次元出来形管理
- オ 3次元データの納品

※ICTを活用した施工とは、施工箇所をリアルタイムで可視化する技術である。

(2) ICT施工技術の具体的内容

ア 3次元起工測量

起工測量（深浅測量）において、「マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）（国土交通省）」に基づき、マルチビーム測深システムを用いた深浅測量を行う。

なお、データ解析は、マルチビームデータクラウド処理システム（以下、「MBC」という）の後処理機能を活用することを標準とする。

イ 3次元数量計算

アで得られた測量データを用いて、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づいて、数量計算を行う。

ウ ICTを活用した施工

アで得られた測量データを用いて、施工箇所を可視化し、施工する。

エ 3次元出来形管理

浚渫工が完了した後、「マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）（国土交通省）」、「3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）（国土交通省）」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省）」に基づいて、出来形管理を行う。

オ 3次元データの納品

イによる3次元数量計算データ及びエによる3次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

(3) ICT活用工事の対象工事

対象工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル4）とする。

- ・ポンプ浚渫、グラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫

(4) MCBの活用

受注者は、マルチビームを用いた深浅測量のデータ解析にあたり、MBCを活用し、ノイズ除去処理の一部を代替することができる。また本システムは、3次元起工測量のデータ解析のほか、出来形管理のためのデータ解析にも使用可能とするが、水路測量のためのデータ解析には精度検証中のため利用できない（CUBE 処理による場合を除く）。

2 発注型式

(1) 受注者希望型

発注者は全ての工事を受注者希望型に設定することも可能とする。

3 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用工事を実施した場合、国土交通省から発出されている出来形管理要領、監督・検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) 3次元設計データ等の貸与

ア 3次元起工測量及び3次元設計データ作成

ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、設計データの3次元化にかかる経費については「ICT活用工事積算要領（浚渫工編（国土交通省）」に基づき、その他工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

イ 設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費については「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づき、その他工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

ウ ICT活用機器及びデータの取扱い

ICT活用工事を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また施工に必要なICT活用施工データは、受注者が作成するものとする。

(3) 工事費の積算

発注者は、従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において、受注者からの希望があり I C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について係る経費を「I C T活用工事積算要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

3次元起工測量の解析にかかる費用については、MBC の活用を標準とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日から施行する。
- 3 令和6年8月1日改正については、令和6年8月1日から施行する。
- 4 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日から施行する。
- 5 令和7年8月1日改正については、令和7年8月1日から施行する。
- 6 令和8年4月1日改正については、令和8年4月1日から施行する。
- 7 令和8年10月1日改正については、令和8年10月1日から施行する。

稼働実績報告書

工 事 名	:	
工 事 場 所	:	
工 期	:	

【細別区分】

細 別 :

【施工条件区分】

土 質	:	
施 工 方 法	:	
障 害 の 有 無	:	
施 工 数 量	:	

別記様式1

- 注)
1. 細別区分及び施工条件区分毎に様式を作成。細別区分及び施工条件区分について、該当する項目をセルのリストから選択。
 2. 各日にICT建機、通常建機の稼働台数を記入。
 3. 稼働状況については次の方法、または、監督職員と協議のうえ定めた、その他の方法により確認を行うこと。
- ・ICT建機、通常建機の稼働前点検の記録や工事日誌の写しの提出による確認。
 - ・ICT建機については、施工履歴の提出による確認に代えることができる。

	延べ台数(合計)	割合
ICT建機	0	
通常建機	0	

月		〇月																															延べ 使用 台数	
日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	台数	
	曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0
	ICT機種																																	0
	標準純喫																																	0

月		〇月																															延べ 使用 台数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	台数
曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
ICT建機																																	0
通常建機																																	0

月		〇月																															延べ 使用 台数		
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	台数		
曜日		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0	
ICT機																																		0	
通常機																																		0	